

三十二 第 68 条の 70～第 68 条の 85 の 3 ((共通事項) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>68 の 70～68 の 85 の 3 (共) -2以下「受益者等」という。)</p>	<p>(信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>68 の 70～68 の 85 の 3 (共) -2以下 <u>68 の 70～68 の 85 の 3 (共) -2</u> において「受益者等」という。)</p>

三十三 第 68 条の 70～第 68 条の 73 ((収用等の場合の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(関連事業に該当する場合)</p> <p>68 の 70(1) -2<u>全て</u>..... (1) (2) (3) (4) (掛)</p> <p>(対価補償金とその他の補償金との区分)</p> <p>68 の 70(2) -1 (1)<u>補填</u>..... (2)<u>補填</u>.....<u>補填</u>..... (3)<u>補填</u>..... (4)</p>	<p>(関連事業に該当する場合)</p> <p>68 の 70(1) -2<u>すべて</u>..... (1) (2) (3) (4) (掛)</p> <p>(対価補償金とその他の補償金との区分)</p> <p>68 の 70(2) -1 (1)<u>補てん</u>..... (2)<u>補てん</u>.....<u>補てん</u>..... (3)<u>補てん</u>..... (4)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業廃止の場合の機械装置等の売却損の補償金)</p> <p>68 の 70(2) - 7</p> <p>.....<u>全て</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(事業廃止の場合の機械装置等の売却損の補償金)</p> <p>68 の 70(2) - 7</p> <p>.....<u>すべて</u>.....</p> <p>(注)</p>
<p>(借地権の対価補償金の全部又は一部を土地所有者が取得した場合)</p> <p>68 の 70(2) - 27</p> <p>.....<u>一旦</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>(借地権の対価補償金の全部又は一部を土地所有者が取得した場合)</p> <p>68 の 70(2) - 27</p> <p>.....<u>いったん</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3</p>
<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>68 の 70(3) - 7</p> <p>.....<u>措置法第 46 条から第 46 条の 3 まで及び第 68 条の 30 から第 68 条の 32 まで</u>.....</p>	<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>68 の 70(3) - 7</p> <p>.....<u>措置法第 46 条、第 46 条の 2 第 1 項、第 46 条の 3、第 68 条の 30、第 68 条の 31 及び第 68 条の 32</u>.....</p>
<p>(内水面漁業補償金で有価証券を取得した場合)</p> <p>68 の 70(3) - 16</p> <p>.....<u>括弧書</u>.....<u>括弧書</u>.....<u>括弧書</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>(内水面漁業補償金で有価証券を取得した場合)</p> <p>68 の 70(3) - 16</p> <p>.....<u>かっこ書</u>.....<u>かっこ書</u>.....<u>かっこ書</u>.....</p> <p>.....</p>
<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p>	<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p>

改 正 後	改 正 前
68 の 70(3)－17 …………… …………… <u>措置法第 68 条の 30 から第 68 条の 32 まで</u> ……………	68 の 70(3)－17 …………… …………… <u>措置法第 68 条の 30、第 68 条の 31 第 1 項及び第 68 条の 32</u> …………… ……………
(代行買収の要件)	(代行買収の要件)
68 の 70(4)－2 …………… …………… <u>全て</u> ……………	68 の 70(4)－2 …………… …………… <u>すべて</u> ……………
(1) ……………	(1) ……………
(2) ……………	(2) ……………
(3) ……………	(3) ……………
(4) ……………	(4) ……………
(事業施行者以外の者が支払う漁業補償等)	(事業施行者以外の者が支払う漁業補償等)
68 の 70(4)－3 …………… …………… <u>全て</u> ……………	68 の 70(4)－3 …………… …………… <u>すべて</u> ……………
(1) ……………	(1) ……………
(2) ……………	(2) ……………
(補償金の支払請求があった土地の上にある建物等の譲渡期間)	(補償金の支払請求があった土地の上にある建物等の譲渡期間)
68 の 73－7 …………… …………… <u>括弧書</u> ……………	68 の 73－7 …………… …………… <u>かっこ書</u> ……………
(仲裁判断等があった場合の証明書類)	(仲裁判断等があった場合の証明書類)
68 の 73－18 …………… …………… <u>括弧書</u> ……………	68 の 73－18 …………… …………… <u>かっこ書</u> ……………

改 正 後	改 正 前
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)

三十四 第 68 条の 74 ((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(代行買収の要件) 68 の 74-3 <u>全て</u> (1) (2) (3)	(代行買収の要件) 68 の 74-3 <u>すべて</u> (1) (2) (3)

三十五 第 68 条の 75 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(代行買収の要件) 68 の 75-2 <u>全て</u> (1) (2) (3)	(代行買収の要件) 68 の 75-2 <u>すべて</u> (1) (2) (3)

改 正 後	改 正 前
(2以上の措置法第65条の4第1項第3号該当土地等の譲渡がある場合の取扱い) 68の75-10 <u>全て</u> (注)	(2以上の措置法第65条の4第1項第3号該当土地等の譲渡がある場合の取扱い) 68の75-10 <u>すべて</u> (注)

三十六 第68条の76の2(特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
(土地等の取得の時期) 68の76の2(1)-1 (注)1 <u>全て</u> (1) (2) 2	(土地等の取得の時期) 68の76の2(1)-1 (注)1 <u>すべて</u> (1) (2) 2

三十七 第68条の78~第68条の80(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)関係

改 正 後	改 正 前
(事務所等の建物及びその附属設備の範囲) 68の78(1)-17 <u>営業所、倉庫</u>	(事務所等の建物及びその附属設備の範囲) 68の78(1)-17 <u>営業所、店舗、倉庫</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>68の78(1)－22 ……………</p> <p> <u>同表の第9号の上欄</u>……………</p> <p> (注) ……………</p> <p> ……………<u>措置法令第39条の106第21項各号</u>……………</p> <p>68の78(1)－24 <u>削 除</u></p> <p>68の78(1)－26 <u>削 除</u></p> <p>68の78(1)－27 <u>削 除</u></p>	<p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>68の78(1)－22 ……………</p> <p> <u>同表の第17号の上欄</u>……………</p> <p> (注) ……………</p> <p> ……………<u>措置法令第39条の106第28項各号</u>……………</p> <p><u>(公害発生施設の移転等に伴い譲渡される資産の範囲)</u></p> <p>68の78(1)－24 <u>措置法第68条の78第1項の表の第2号から第4号までの譲渡資産に係る措置法第65条の7第1項の表の第2号から第4号までに規定するばい煙発生施設、騒音発生施設又は特定施設、指定地域特定施設、湖沼特定施設若しくは指定施設の移転又は廃棄に伴い譲渡されるものには、これらの施設の移転又は廃棄に伴い工場を移転するに当たり当該工場に勤務する従業員の宿舍等の施設を譲渡した場合のその譲渡した施設も含まれるものとする。</u></p> <p><u>(建築面積等の意義)</u></p> <p>68の78(1)－26 <u>措置法第68条の78第1項の表の第11号の譲渡資産に係る措置法第65条の7第1項の表の第11号の上欄に規定する建築面積及び措置法令第39条の7第8項第3号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積及び同項第3号に規定する床面積によるものとする。</u></p> <p><u>(床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されているかどうかの判定)</u></p> <p>68の78(1)－27 <u>措置法第68条の78第1項の表の第11号の譲渡資産に係る措置法令第39条の7第8項第3号に規定する共同住宅の床面積の5分の3以上に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 78(1) -28 <u>削 除</u></p> <p>(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)</p> <p>68 の 78(1) -29 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号の上欄</u>……………</p> <p>④ ……………</p> <p>(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)</p>	<p><u>相当する部分が専ら住居の用途に供されているかどうかは、当該共同住宅の床面積の 5 分の 3 以上に相当する部分が専ら住居の用途に供される構造になっているかどうかにより判定する。</u></p> <p><u>(土地の有効利用のための買換え)</u></p> <p>68 の 78(1) -28 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 11 号に係る措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 11 号の買換えは、市街化区域又は既成市街地等の地域内にある土地の上に建築面積が 150 平方メートル以上で、かつ、地上階数が 4 (措置法令第 39 条の 7 第 8 項に規定する共同住宅にあつては、3) 以上の建物 (以下 68 の 78(1) -28 において「特定建物」という。) を建築するためにその土地を譲渡し、その土地の上に建築された特定建物の一部及び当該特定建物の敷地の用に供されている土地の共有持分を取得するような場合をいう。したがって、譲渡した土地と異なる土地にある特定建物を取得しても、その取得した特定建物は措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 11 号の買換資産には該当しないことに留意する。</u></p> <p>④ <u>市街化区域又は既成市街地等の地域内に土地を有する連結法人が、当該土地の一部を他に譲渡し、その譲受人とともに当該土地の上に共同して特定建物を建築する場合における当該土地の一部の譲渡と当該特定建物の一部の取得は、同号の買換えに当たる。</u></p> <p>(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)</p> <p>68 の 78(1) -29 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 14 号の上欄</u>……………</p> <p>④ ……………</p> <p>(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)</p>

改 正 後	改 正 前
68 の 78(1)－30 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号の上欄</u> ……………	68 の 78(1)－30 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 14 号の上欄</u> ……………
(船舶の範囲)	(船舶の範囲)
68 の 78(1)－31 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 10 号の上欄の譲渡資産であ る船舶</u> ……………	68 の 78(1)－31 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 19 号に掲げる船舶</u> …………… ……………
(日本船舶の意義)	(日本船舶の意義)
68 の 78(1)－32 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 10 号の下欄の買換資産であ る船舶</u> ……………	68 の 78(1)－32 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 19 号の下欄に規定する船舶</u> ……………
(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)	(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)
68 の 78(1)－37 ……………	68 の 78(1)－37 ……………
…………… <u>措置法令第 39 条の 106 第 5 項</u> に定める「その他これに準ずる事 情」には……………	…………… <u>措置法令第 39 条の 106 第 12 項</u> に定める「その他これに準ずる 事情がある場合」には……………
(1) ……………	(1) ……………
(2) ……………	(2) ……………
(3) ……………	(3) ……………
(買換取得資産等の取得の日)	(買換取得資産等の取得の日)
68 の 78(1)－38 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 9 号の上欄</u> …… …………… <u>措置法令第 39 条の 106 第 21 項各号</u> ……………	68 の 78(1)－38 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 17 号の上欄</u> …… …………… <u>措置法令第 39 条の 106 第 28 項各号</u> ……………
(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)	(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)
68 の 78(1)－39 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 9 号</u> …………… ……………	68 の 78(1)－39 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 17 号</u> …………… ……………

改 正 後	改 正 前
(1)	(1)
(2)	(2)
(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)	(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)
68 の 78(1) -40	68 の 78(1) -40
.....措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 9 号.....措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 17 号.....
.....
(1)	(1)
.....同項の表の第 1 号又は第 9 号の上欄.....同項の表の第 1 号又は第 17 号の上欄.....
(2)	(2)
(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)	(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)
68 の 78(1) -41	68 の 78(1) -41
.....措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 9 号の上欄.....措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 17 号の上欄.....
.....
(差益割合の計算)	(差益割合の計算)
68 の 78(3) -1	68 の 78(3) -1
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(掛)	(掛)
.....措置法令第 39 条の 106 第 24 項.....同条第 19 項.....措置法令第 39 条の 106 第 31 項.....同条第 26 項.....
.....

改 正 後	改 正 前
<p>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</p> <p>68 の 78(3)－2 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 9 号まで</u>……………</p> <p>……………</p> <p>……………</p>	<p>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</p> <p>68 の 78(3)－2 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 17 号まで</u>……………</p> <p>……………</p> <p>……………</p>
<p>(建物、構築物等の建設等が遅れる場合の土地等の圧縮額の益金算入)</p> <p>68 の 78(3)－10 ……………</p> <p>……………<u>括弧書</u>……………<u>括弧書</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(建物、構築物等の建設等が遅れる場合の土地等の圧縮額の益金算入)</p> <p>68 の 78(3)－10 ……………</p> <p>……………<u>かっこ書</u>……………<u>かっこ書</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>
<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>68 の 78(3)－11 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 30 から第 68 条の 32 まで</u>……………</p>	<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>68 の 78(3)－11 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 30、第 68 条の 31 第 1 項及び第 68 条の 32</u>……………</p> <p>……………</p>
<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78(3)－12 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 20、第 68 条の 21、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで及び第 68 条の 29 から第 68 条の 36 まで (措置法第 68 条の 30 から第 68 条の 32 までを除く。)</u>……………</p> <p>(1) ……………</p>	<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78(3)－12 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 14 まで、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27、第 68 条の 29 から第 68 条の 36 まで (措置法第 68 条の 30、第 68 条の 31 第 1 項及び第 68 条の 32 を除く。)</u>及び第 68 条の 34 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(1) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2)</p> <p>④1<u>一旦</u>.....</p> <p>2<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>（以下「<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>」という。）<u>一旦</u>.....<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u><u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u><u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u><u>当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u></p> <p>（特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用）</p> <p>68 の 78(3) -13<u>措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 20、第 68 条の 21、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで</u>.....</p> <p>（取得指定期間の認定）</p> <p>68 の 78(4) -1<u>括弧書</u>.....<u>括弧書</u>.....<u>措置法令第 39 条の 106 第 5 項</u>.....</p> <p>（取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情）</p> <p>68 の 78(4) -2<u>括弧書</u>.....<u>措置法令第 39 条の 106 第 5 項</u>に定める「その他これに準ずる事情」には.....</p> <p>(1)</p>	<p>(2)</p> <p>④1<u>いったん</u>.....</p> <p>2<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>（以下「<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u>」という。）<u>いったん</u>.....<u>高齢者向け優良賃貸住宅</u><u>高齢者向け優良賃貸住宅</u><u>高齢者向け優良賃貸住宅</u><u>当該高齢者向け優良賃貸住宅</u></p> <p>（特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用）</p> <p>68 の 78(3) -13<u>措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 14 まで、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27</u>.....</p> <p>（取得指定期間の認定）</p> <p>68 の 78(4) -1<u>かっこ書</u>.....<u>かっこ書</u>.....<u>措置法令第 39 条の 106 第 12 項</u>.....</p> <p>（取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情）</p> <p>68 の 78(4) -2<u>かっこ書</u>.....<u>措置法令第 39 条の 106 第 12 項</u>に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には.....</p> <p>(1)</p>

改 正 後	改 正 前
(2)	(2)
(3)	(3)
(取得指定期間の再延長)	(取得指定期間の再延長)
68 の 78 (4) - 3 <u>括弧書</u> <u>措置法令第 39 条の 106 第 5 項</u>	68 の 78 (4) - 3 <u>かっこ書</u> <u>措置法令第 39 条の 106 第 12 項</u>
(取得指定期間の延長をした場合の特別勘定)	(取得指定期間の延長をした場合の特別勘定)
68 の 78 (4) - 4 <u>括弧書</u> <u>括弧書</u>	68 の 78 (4) - 4 <u>かっこ書</u> <u>かっこ書</u>
(取得をする見込みである資産に係る書類)	(取得をする見込みである資産に係る書類)
68 の 78 (4) - 8 <u>措置法規則第 22 条の 69 第 10 項</u> 付表 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方	68 の 78 (4) - 8 <u>措置法規則第 22 条の 69 第 12 項</u> 付表 特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
(1) <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 10 号の下欄</u>	(1) <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 19 号の下欄</u>

改 正 後	改 正 前
(2) (3) (4) 8 (法第 50 条との選択適用) 68 の 78(5) - 1 <u>措置法令第 39 条の 106 第 40 項</u> (買換えの証明書の添付) 68 の 78(5) - 3 <u>措置法規則第 22 条の 69 第 3 項から第 5 項まで</u>	(2) (3) (4) 8 (法第 50 条との選択適用) 68 の 78(5) - 1 <u>措置法令第 39 条の 106 第 47 項</u> (買換えの証明書の添付) 68 の 78(5) - 3 <u>措置法規則第 22 条の 69 第 4 項、第 6 項及び第 7 項</u>

三十八 第 68 条の 85 の 2 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 68 条の 85 の 2</u> (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係 (遊休資産の交換) <u>68 の 85 の 2-1</u> <u>措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項又は第 4 項</u> (註) <u>措置法第 68 条の 85 の 2</u>	<u>第 68 条の 85 の 3</u> (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係 (遊休資産の交換) <u>68 の 85 の 3-1</u> <u>措置法第 68 条の 85 の 3 第 1 項又は第 4 項</u> (註) <u>措置法第 68 条の 85 の 3</u>

改 正 後	改 正 前
(交換の対象となる隣接する土地の範囲) <u>68の85の2-2</u> <u>措置法第68条の85の2第1項</u> ……………	(交換の対象となる隣接する土地の範囲) <u>68の85の3-2</u> <u>措置法第68条の85の3第1項</u> ……………
(特定普通財産の上に存する権利) <u>68の85の2-3</u> <u>措置法第68条の85の2第1項</u> ……………	(特定普通財産の上に存する権利) <u>68の85の3-3</u> <u>措置法第68条の85の3第1項</u> ……………
(交換に伴い特定普通財産とともに金銭以外の資産を取得した場合) <u>68の85の2-4</u> <u>措置法第68条の85の2第1項</u> ……………	(交換に伴い特定普通財産とともに金銭以外の資産を取得した場合) <u>68の85の3-4</u> <u>措置法第68条の85の3第1項</u> ……………
(一の所有隣接土地等を交換により譲渡した場合) <u>68の85の2-5</u> <u>措置法第68条の85の2第1項</u> ……………	(一の所有隣接土地等を交換により譲渡した場合) <u>68の85の3-5</u> <u>措置法第68条の85の3第1項</u> ……………
(2以上の交換取得資産を取得した場合における圧縮限度額の計算) <u>68の85の2-6</u> …………… <u>措置法第68条の85の2第1項</u> ……………	(2以上の交換取得資産を取得した場合における圧縮限度額の計算) <u>68の85の3-6</u> …………… <u>措置法第68条の85の3第1項</u> ……………
(交換譲渡資産の交換に要した経費) <u>68の85の2-7</u> …………… <u>措置法第68条の85の2第2項第3号</u> …………… ……………	(交換譲渡資産の交換に要した経費) <u>68の85の3-7</u> …………… <u>措置法第68条の85の3第2項第3号</u> …………… ……………
(2以上の資産の交換をした場合の経費の額の計算) <u>68の85の2-8</u> <u>措置法第68条の85の2第2項第3号</u> ……………	(2以上の資産の交換をした場合の経費の額の計算) <u>68の85の3-8</u> <u>措置法第68条の85の3第2項第3号</u> ……………
(交換に要する経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整) <u>68の85の2-9</u> …………… …………… <u>措置法第68条の85の2</u> ……………	(交換に要する経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整) <u>68の85の3-9</u> …………… …………… <u>措置法第68条の85の3</u> ……………

改 正 後	改 正 前
(注) (譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額) <u>68 の 85 の 2-10</u> 措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項又は第 4 項..... <u>68</u> <u>の 85 の 2-10</u>	(注) (譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額) <u>68 の 85 の 3-10</u> 措置法第 68 条の 85 の 3 第 1 項又は第 4 項..... <u>68</u> <u>の 85 の 3-10</u>

三十九 第 68 条の 85 の 3 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 68 条の 85 の 3</u> (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係	<u>第 68 条の 85 の 4</u> (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係
(土地等の取得の時期) <u>68 の 85 の 3(1)-1</u> 措置法第 68 条の 85 の 3..... (注) 1 <u>全て</u> (1) (2) 2	(土地等の取得の時期) <u>68 の 85 の 4(1)-1</u> 措置法第 68 条の 85 の 4..... (注) 1 <u>すべて</u> (1) (2) 2
(土地等の引渡しの日に関し特約がある場合) <u>68 の 85 の 3(1)-2</u> <u>68 の 85 の 3(1)-1</u>	(土地等の引渡しの日に関し特約がある場合) <u>68 の 85 の 4(1)-2</u> <u>68 の 85 の 4(1)-1</u>
(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)	(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

改 正 後	改 正 前
<p><u>68の85の3(1)-3</u> 措置法第68条の85の3……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(公有水面の埋立てをした場合の土地の取得の時期)</p> <p><u>68の85の3(1)-4</u> ……………</p> <p>(土地の上に存する権利)</p> <p><u>68の85の3(1)-5</u> 措置法第68条の85の3第1項……………</p> <p>(固定資産として使用していた土地の分譲)</p> <p><u>68の85の3(1)-6</u> ……………</p> <p>(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)</p> <p><u>68の85の3(1)-7</u> 措置法第68条の85の3第14項第1号……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(収用等をされた土地等についての適用除外)</p> <p><u>68の85の3(1)-8</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の85の3</u>……………</p> <p>(法第50条との選択適用)</p> <p><u>68の85の3(1)-9</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の85の3第14項第2号ニ</u>……………</p>	<p><u>68の85の4(1)-3</u> 措置法第68条の85の4……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(公有水面の埋立てをした場合の土地の取得の時期)</p> <p><u>68の85の4(1)-4</u> ……………</p> <p>(土地の上に存する権利)</p> <p><u>68の85の4(1)-5</u> 措置法第68条の85の4第1項……………</p> <p>(固定資産として使用していた土地の分譲)</p> <p><u>68の85の4(1)-6</u> ……………</p> <p>(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)</p> <p><u>68の85の4(1)-7</u> 措置法第68条の85の4第14項第1号……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(収用等をされた土地等についての適用除外)</p> <p><u>68の85の4(1)-8</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の85の4</u>……………</p> <p>(法第50条との選択適用)</p> <p><u>68の85の4(1)-9</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の85の4第14項第2号ニ</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(借地権の返還により支払を受けた借地権の対価に対する特例の適用)</p> <p><u>68の85の3(2)-1</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の85の3第1項</u>……………</p> <p>(他の土地等に譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p><u>68の85の3(2)-2</u> <u>措置法第68条の85の3第1項</u>……………</p> <p>(圧縮限度額の計算の基礎となる割合)</p> <p><u>68の85の3(2)-3</u> <u>措置法第68条の85の3第1項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(土地等の譲渡について圧縮記帳の適用を受ける場合の延払基準の不適用)</p> <p><u>68の85の3(2)-4</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の85の3第1項</u>……………</p>	<p>(借地権の返還により支払を受けた借地権の対価に対する特例の適用)</p> <p><u>68の85の4(2)-1</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の85の4第1項</u>……………</p> <p>(他の土地等に譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p><u>68の85の4(2)-2</u> <u>措置法第68条の85の4第1項</u>……………</p> <p>(圧縮限度額の計算の基礎となる割合)</p> <p><u>68の85の4(2)-3</u> <u>措置法第68条の85の4第1項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(土地等の譲渡について圧縮記帳の適用を受ける場合の延払基準の不適用)</p> <p><u>68の85の4(2)-4</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の85の4第1項</u>……………</p>

四十 第68条の89((連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例)関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(負債の利子の範囲)</p> <p><u>68の89-5</u> ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………<u>給付補填備金繰入額</u> (<u>給付補填備金繰入額</u>……………</p>	<p>(負債の利子の範囲)</p> <p><u>68の89-5</u> ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………<u>給付補てん備金繰入額</u> (<u>給付補てん備金繰入額</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前

四十一 第 68 条の 90～第 68 条の 93(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(非課税所得の範囲)</p> <p>68 の 90-5</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)</p> <p>68 の 90-10</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>.....<u>一旦</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>一旦</u>.....</p> <p>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</p> <p>68 の 90-10 の 2</p>	<p>(非課税所得の範囲)</p> <p>68 の 90-5</p> <p>(1) <u>課税標準に含まれないこととされる剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配の額(同号イ(1)及び(2)に規定する配当等の額を除く。)</u></p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)</p> <p>68 の 90-10</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>.....<u>いったん</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>いったん</u>.....</p> <p>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</p> <p>68 の 90-10 の 2</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>法第 66 条第 6 項第 2 号の大法人</u>……………<u>括弧書</u>……………</p> <p>……………</p> <p><u>特定外国子会社等が、法第 2 条第 12 号の 7 の 6 に規定する完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている場合も、同様である。</u></p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(個別課税対象金額等の円換算)</p> <p>68 の 90-14 ……………</p> <p>……………<u>収入金額として政令で定める金額</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>全て</u>……………</p> <p>(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の適用除外判定)</p> <p>68 の 90-16 の 3 ……………<u>措置法令第 39 条の 117 第 4 項</u>……………</p> <p>その主たる事業 <u>(……)</u> を行う……………</p> <p>……………</p> <p>(被統括会社の事業を行うに必要と認められる者)</p> <p>68 の 90-17 の 2 <u>措置法令第 39 条の 117 第 2 項</u>……………</p> <p>(専ら統括業務に従事する者)</p> <p>68 の 90-17 の 3 <u>措置法令第 39 条の 117 第 4 項第 2 号</u>……………<u>同条第 1 項</u>……………</p>	<p>……………<u>法第 66 条第 6 項第 2 号に掲げる法人</u>……………<u>かっこ書</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(個別課税対象金額等の円換算)</p> <p>68 の 90-14 ……………</p> <p>……………収入金額……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>すべて</u>……………</p> <p>(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の適用除外判定)</p> <p>68 の 90-16 の 3 ……………<u>措置法令第 39 条の 117 第 3 項</u>……………</p> <p>その主たる事業を行う……………</p> <p>……………</p> <p>(被統括会社の事業を行うに必要と認められる者)</p> <p>68 の 90-17 の 2 <u>措置法令第 39 条の 117 第 1 項</u>……………</p> <p>(専ら統括業務に従事する者)</p> <p>68 の 90-17 の 3 <u>措置法令第 39 条の 117 第 3 項第 2 号</u>……………<u>同条第 4 項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るものの意義)</p> <p>68 の 90-17 の 4 <u>措置法令第 39 条の 117 第 1 項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(部分適用対象金額)</p> <p>68 の 90-18 の 2 ……………</p> <p>……………当該債券の譲渡に係る対価の額の合計額が当該債券の譲渡に係る原価の額の合計額……………</p> <p><u>(剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日)</u></p> <p><u>68 の 90-18 の 3 措置法第 68 条の 90 第 4 項第 1 号に規定する「剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日」とは、連結納税基本通達 2-1-30 の(1)に定める日をいい、措置法令第 39 条の 117 の 2 第 2 項本文に規定する「剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日の前日」とは、同通達の(4)のイ、ロ及びニからトまでに定める日の前日をいい、同項括弧書に規定する「剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日」とは、同通達の(4)のハに定める日をいうことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、特定外国子会社等に対して剰余金の配当等を支払う法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の剰余金の配当等に関する法令にその確定の時期につきこれらと異なる定めがある場合には、当該法令に定めるところにより当該剰余金の配当等の額が確定したとされる日となる。</u></p> <p><u>(特定所得の金額に係る源泉税等)</u></p> <p><u>68 の 90-18 の 4 措置法第 68 条の 90 第 4 項各号に規定する「直接要した費用の</u></p>	<p>(被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るものの意義)</p> <p>68 の 90-17 の 4 <u>措置法令第 39 条の 117 第 4 項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(部分適用対象金額)</p> <p>68 の 90-18 の 2 ……………</p> <p>……………当該債券の譲渡による対価の額の合計額が当該債券の取得価額……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>額</u>には、同項に規定する特定所得の金額に係る源泉税等（令第141条第2項第3号に掲げる税及びこれに附帯して課される法第2条第41号に規定する附帯税に相当する税その他当該附帯税に相当する税に類する税をいう。）の額が含まれることに留意する。</p> <p>（自ら行った研究開発の意義）</p> <p><u>68の90-18の5</u> 措置法令第39条の117の2第14項第1号……………</p> <p>（適用除外の特定外国子会社等であることの証明）</p> <p><u>68の90-19</u> 措置法令第39条の117の2第21項……………規則別表十七 （三）の「7」欄から「<u>16</u>」欄まで……………</p> <p>（部分適用対象金額に係る適用除外に該当することの証明）</p> <p><u>68の90-19の2</u> 措置法令第39条の117の2第21項……………規則別表十七 （三の二）の「<u>14</u>」欄から「<u>18</u>」欄まで……………</p> <p>（統括会社に該当することの証明）</p> <p><u>68の90-19の3</u> 措置法令第39条の117の2第22項……………<u>同条第21項</u> <u>項</u>……………<u>前条第1項</u>……………<u>措置法令第39条の117第1項</u>…………… ……………規則別表十七（三）の「7」欄から「<u>16</u>」欄まで……………</p> <p>（統括業務の基となる契約に係る書類の写し）</p> <p><u>68の90-19の4</u> 措置法令第39条の117の2第22項……………<u>同条第21項</u> <u>項</u>……………<u>措置法令第39条の117第1項</u>……………</p>	<p>（自ら行った研究開発の意義）</p> <p><u>68の90-18の3</u> 措置法令第39条の117の2第6項第1号……………</p> <p>（適用除外の特定外国子会社等であることの証明）</p> <p><u>68の90-19</u> 措置法令第39条の117の2第8項……………規則別表十七 （三）の「7」欄から「<u>15</u>」欄まで……………</p> <p>（部分適用対象金額に係る適用除外に該当することの証明）</p> <p><u>68の90-19の2</u> 措置法令第39条の117の2第8項……………規則別表十七 （三の二）の「<u>12</u>」欄から「<u>16</u>」欄まで……………</p> <p>（統括会社に該当することの証明）</p> <p><u>68の90-19の3</u> 措置法令第39条の117の2第9項……………<u>同条第8項</u> ……………<u>前条第4項</u>……………<u>措置法令第39条の117第4項</u>…………… ……………規則別表十七（三）の「7」欄から「<u>15</u>」欄まで……………</p> <p>（統括業務の基となる契約に係る書類の写し）</p> <p><u>68の90-19の4</u> 措置法令第39条の117の2第9項……………<u>同条第8項</u> ……………<u>措置法令第39条の117第4項</u>……………</p>

四十二 第 68 条の 101 (農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(免税対象飼育牛の売却利益の額の計算)	(免税対象飼育牛の売却利益の額の計算)
68 の 101-1 <u>1,500 頭</u> <u>1,500 頭</u>	68 の 101-1 <u>2,000 頭</u> <u>2,000 頭</u>

四十三 第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(明らかに欠損とならないと見込まれるときの判定)	(明らかに欠損とならないと見込まれるときの判定)
68 の 105 の 2-4 <u>損失補填等契約</u> <u>補填</u> <u>補填</u>	68 の 105 の 2-4 <u>損失補てん等契約</u> <u>補てん</u> <u>補てん</u>

四十四 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
(経過的取扱い(1)・・・改正前の措置法等の適用がある場合)	(新 設)
改正法令 (現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 82 号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 (平成 23 年政令第 199 号) 及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 23 年財務省令第 35 号) をいう。以下同じ。) による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則 (改正法令の附	

改 正 後	改 正 前
<p><u>則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（連結納税編）の取扱いの例による。</u></p> <p><u>（経過的取扱い(2)…法人税額の特別控除に関する改正通達の適用時期）</u></p> <p><u>この通達による改正後の68の10の2-5、68の15-6及び68の15の2-3の取扱いは、平成23年12月2日以後に連結確定申告書等（期限後申告書を除く。）の提出期限が到来する法人税については適用がないことに留意する。</u></p>	<p>（新 設）</p>